

広 情 個 審 第 号
平成 3 1 年 3 月 日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 2 7 年 1 2 月 3 日付け広市教総第 1 1 1 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 1 2 3 号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年12月3日付け広市教総第111号の諮問事案（諮問第123号事案）

平成27年10月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月2日付け広市教総第88号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月6日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件開示請求について、単価を開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

教材費の単価 合計金額は個人情報と無関係である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号に基づき、不開示とすることが適当であると判断したものである。

なお、単価を不開示としているのは、公にすることにより、人数が特定されることを回避する必要があるためである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

教材の単価を公にすることにより、結果的に、特定の学校において、生活保護を受給している生徒の人数が明らかとなる。

したがって、教材の単価は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 12. 3	広市教総第111号の諮問を受理（諮問第123号で受理）
31. 1. 23 (第1回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹